

京都市消防局訓令乙12号
 各部
 防災危機管理室
 消防学校
 各消防署

京都市消防団員服装規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市消防局長 三浦孝一

別表第2の1衣服の項中

合	冬	服		
夏	服	(長そで)		
夏	服	(半そで)		
活	動	服	(長そで)	
活	動	服	(半そで)	
活	動	用	下	衣
			(長そで)	
活	動	用	下	衣
			(半そで)	
防	寒	衣	(コート型)	
防	寒	衣	(ジャンパー型)	
雨				衣

1 着

を

合	冬	服		
夏	服	(長そで)		
夏	服	(半そで)		
活	動	服	(長そで)	
活	動	服	(半そで)	
活	動	用	下	衣
			(長そで)	
活	動	用	下	衣
			(半そで)	
防	寒	衣	(コート型)	
防	寒	衣	(ジャンパー型)	
雨				衣

1 着

2 着

1 着

に

改める。

別表第2の4衣服の項中 「 1 着 」 を

「 1 着
2 着 」 に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)